

平成 20. 5. 22 要望

- 鳥インフルエンザウイルスの変異による（強毒性）ウイルスの人から人への感染の危険性を前提に要望を実施。
  - 1 国等の責務の明確化
  - 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
  - 3 財政措置
- その後、平成 21 年 2 月に関係省庁対策会議が、「**新型インフルエンザ対策行動計画**」の一部改正と、「**新型インフルエンザ対策ガイドライン**」を策定・公表。  
その結果、「**1 国等の責務の明確化**」は部分的には対応された。（例、専門家会議策定のガイドラインの位置付けの明確化、医療体制に関するガイドライン等、いくつかのガイドラインの提示）。
- しかし、「**1 国等の責務の明確化**」でも、新型インフルエンザ対策は感染症法の患者数の想定・目的を超え、より広範な対応を想定した各種法令の整備が必要、ワクチン接種の優先順位、個人権利の制限・公共交通機関の運行制限、医療従事者への補償制度創設、パンデミック期の食糧備蓄と輸送体制対策、経済活動の制限と損失補償の検討等、**残された課題も多い**。
- また、「**2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化**」と「**3 財政措置**」については、**手付かずのまま**。  
 <要望（2、3について簡略化して抜すい）>
  - 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
    - (1) 患者対応の医療機関・医療従事者確保のため、知事に災害救助法類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
    - (2) 社会機能を維持する等の対策促進のため、知事に災害対策基本法類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
    - (3) ワクチン接種、集会等の自粛要請、学校の臨時休業等の対策の法的根拠の明確化と、関係自治体の長への権限付与
    - (4) 地域封じ込め等、流行拡大防止のため、長期間にわたる交通遮断、地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限付与
  - 3 財政措置
    - (1) 医療機関が行う発熱外来の設置・運営、感染防護具等医療資材の備蓄、医療従事者の確保等に対する財政措置
    - (2) 県が行うワクチン接種、感染防護具の備蓄等への財政措置
    - (3) 市町村が行う食糧提供等住民支援や消防の感染防護具整備等への財政措置

平成 21. 5. 18 緊急決議

- 今回の**新型インフルエンザウイルスの特徴**をもとに、特に、国内感染が拡大した兵庫・大阪の**地域の実情**を踏まえて、**国に早急な対応を講じるよう強く要請**。  
 <要請項目>
  - I 迅速な取組が必要な事項
    - 1 国民、地方自治体に対する正確・有用な情報提供
    - 2 発熱相談センター、発熱外来等の整備促進
    - 3 円滑な医療実施のための体制整備
    - 4 必要な対策に対する財政支援
    - 5 国のワクチン、抗ウイルス薬等への対策充実
    - 6 社会経済活動の制約で生じる損失への適切な支援
    - 7 大学等の休校等に伴う指導
  - II 風評被害防止のための国民への正しい知識の普及
  - III 第3段階（まん延期）移行の適切な検討
  - IV 強毒性インフルエンザへの備えの強化
    - 1 国家的な危機管理としての新たな法律の制定
    - 2 鳥インフルエンザへの監視等の継続
- **5月22日**に、国が新たな「**基本的対処方針**」と**医療の確保、検疫、学校等の臨時休業の運用指針**等を示し、**地域の実情に応じた対応ができるようになった**。  
しかし、**Iのうち国の支援については、示されていない**。

平成 21. 5. 28 緊急要望

- **5月22日の「基本的対処方針」後**においても、**なお国において緊急に対応すべき課題**について**早急な対応を講じるよう強く要請**。  
 <要請項目>
  - 1 「基本的対処方針」（さらに弾力化、機動的対応を）
  - 2 国からの情報提供（迅速な提供、発信元等一元化）
  - 3 医療体制の確保（発熱外来の設置・運営への支援、医療従事者への補償制度）
  - 4 医療物資の確保（国による全国的生産・供給調整）
- **6月1日付けで厚生労働省から、財政的支援要望のほとんどは、補正予算に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用が可能**な旨、文書連絡あり。

- **主な意見**
  - 1 行動計画・ガイドライン
    - ・社会活動制限に必要な法令の整備、ウイルス毒性に応じた柔軟な対応が可能な行動計画等の必要性
  - 2 保健所による健康監視
    - ・検疫所からの通知内容の正確さの確保、(外国人等) 負担の大きい健康監視の実施方法の見直し
  - 3 医療体制の確保
    - ・発熱外来の法的位置付けや設置・運営基準の明確化
    - ・入院病床の確保のため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費等（空床補償等）の支援
    - ・医療従事者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する補償制度
  - 4 抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン接種
    - ・予防投与用タミフル放出の費用負担、県放出の場合の国の補填
    - ・ワクチン接種に関するガイドラインの提示、早期のワクチン開発・生産
  - 5 その他
    - ・発熱相談センターの設置・運営への支援、地方衛生研究所での検査体制への支援

今回のアンケート調査結果（決議・要望との重複等除き）

← 「強毒性」を前提 →